

## 宇和島市社会福祉協議会広報媒体有料広告の掲載取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇和島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の広報媒体に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広報媒体)

第2条 この要領の対象となる広報媒体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) うわじまし社協だより（以下「広報紙」という。）
- (2) 宇和島市社会福祉協議会ホームページ（以下「ホームページ」という。）

(掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動に係わるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広報媒体の公共性及び品位を損なうおそれがあると会長が認めるもの

(掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報紙にあつては、裏表紙とする。
- (2) ホームページにあつては、トップページ画面とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広報紙にあつては、1区画（縦4.5cm×横8.6cm）
- (2) ホームページにあつては、1区画（上下110ピクセル×左右190ピクセル）とし画像はGIF形式（アニメ不可・透過GIF不可）又はJPEG形式、容量は4KB以内とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報紙 1区画 1回10,000円
- (2) ホームページ 1月5,000円

(掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、有料広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、掲載しようとする原稿を添えて提出しなければならない。

(掲載の決定)

第8条 事務局長は、前条の申込みを受けた時は、速やかに内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

第9条 広告掲載料の納入は、広告を掲載する決定を受けた者（以下「広告主」という。）が事務局長の指定する期日までに一括して前納することを原則とする。

（広告主の責任）

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告のデザイン、データ等の作成経費は、広告主の負担とする。

（掲載の取消し）

第11条 事務局長は、広告を掲載することを決定した後に広告が第3条の各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は広告主が期日までに広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

（広告掲載料の還付）

第12条 納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、本会の責めによる事由により広告の掲載ができないときは、この限りでない。

（委任）

第13条 この要領に定めるものの他必要な事項は、事務局長が別に定める。

付則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。